参考様式第１-２号　開示請求書

**死者情報開示請求書**

年　　月　　日

　岩手県知事　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　（ふりがな）

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　住所又は居所　　〒　　　-

　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先（電話番号）

　個人情報の保護等に関する条例（令和４年岩手県条例第49号）第９条第１項の規定に基づき、下記のとおり死者情報の開示を請求します。

記

１　開示を請求する死者情報（具体的に特定してください。）

|  |
| --- |
|  |

２　求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。）

　　ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

|  |
| --- |
| ア　窓口における開示の実施を希望する。  　　＜実施の方法＞　　□閲覧　　□写しの交付　　□その他（　　　　　　　　　　　　　）  　　＜実施の希望日＞　　　　年　　　月　　　日  　イ　写しの送付を希望する。 |

３　遺族等確認等

|  |
| --- |
| ア　開示請求者　　□遺族等　　□遺族等の法定代理人　　□遺族等の任意代理人 |
| イ　死亡確認書類　　□住民票の除票の写し　　□戸籍謄本又は除籍謄本  　　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  　ウ　遺族等該当性確認書類　　□住民票の写し　　□戸籍謄本又は戸籍抄本  　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  　エ　遺族等の本人確認書類　　□運転免許証  　　□個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）  　　□在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書  　　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  　※　請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。  　オ　遺族等の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）  　　(ア)　遺族等の状況　□未成年者（　　　　年　月　日生）　　□成年被後見人  　　　　　　　　　　　　□任意代理人委任者  　　　　（ふりがな）  　　(イ)　遺族等の氏名  　　(ウ)　遺族等の住所又は居所 |
| カ　遺族等の法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。  　　　請求資格確認書類　　□戸籍謄本　　□登記事項証明　　□その他（　　　　　　　　　　） |
| キ　遺族等の任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。  　　　請求資格確認書類　　□委任状　　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

（参考様式第１-２号　説明）

１　「氏名」、「住所又は居所」

　　遺族等の氏名（旧姓も可）及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により開示決定通知等を行うことになりますので、正確に記載してください。

　　また、連絡を行う際に必要になりますので、電話番号も記載してください。なお、遺族等の法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」という。）による開示請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。

２　「開示を請求する死者情報」

　　開示を請求する死者情報が記録されている行政文書等の名称など、開示請求する死者情報を特定できるような情報を具体的に記載してください。

３　「求める開示の実施方法等」

　　開示を受ける場合の開示の実施の方法（窓口における開示の実施の方法、窓口における開示を希望する場合の希望日又は写しの送付）について、希望がありましたら記載してください。なお、実施の方法は各実施機関の定めるところによりますので、希望する方法に対応できない場合があります。

　　開示の実施の方法等については、開示決定後に提出していただく「死者情報開示実施申出書」により、別途申し出ることもできます。

４　手数料の納付について

　　死者情報が記録されている行政文書１件について300円を納付する必要があります。窓口において現金で納付することが可能です。詳しくは、開示請求窓口に確認してください。

５　遺族等の本人確認書類等

　(１)　来所による開示請求の場合

　　　来所して開示請求をする場合、以下の書類を提示し、又は提出してください。

　　　ア　当該死者情報の開示請求に係る情報によって識別される特定の個人が死亡していることを確認するに足りる書類（例：住民票の除票の写し、戸籍謄本又は除籍謄本　等）

　　　イ　当該死者情報の開示請求を行う者（「請求者」といいます。）が当該死者情報の開示請求に係る死者の遺族等に該当することを確認するに足りる書類（例：住民票の写し（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）、戸籍謄本又は戸籍抄本　等）

　　　　※　住民票の除票の写し又は住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。住民票の写しの提示又は提出ができない場合は、開示請求窓口に事前に相談してください。

　　　ウ　当該死者情報の開示請求等をする者が請求者本人であることを確認するに足りる書類（例：運転免許証、個人番号カード（住民基本台帳カード（注）、ただし個人番号通知カードは不可）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、これらの本人確認書類の提示又は提出ができない場合は、開示請求窓口に事前に相談してください。

　　（注）　住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

　(２)　送付による開示請求の場合

　　　死者情報開示請求書を送付して死者情報の開示請求をする場合には、５(１)のア～ウの確認書類を複写機により複写したものに併せて、遺族等本人の住民票の写し（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。

　　　　※　住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、開示請求窓口に事前に相談してください。

　　　　※　５(１)イの確認書類が住民票の写しである場合、複写したものの方の提出は不要です。

　　　なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写し、住民票の写しについては、個人番号の記載がある場合、当該個人番号を黒塗りしてください。また、資格確認書等を複写機により複写したものを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りにしてください。

　(３)　遺族等の代理人による開示請求の場合

　　　「遺族等の状況等」欄は、代理人による開示請求の場合にのみ記載してください。必要な記載事項は、遺族等の状況、氏名及び遺族等の住所又は居所です。代理人のうち、法定代理人が開示請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を提示し、又は提出してください。

　　　なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。

　　　代理人のうち、任意代理人が開示請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を提示し、又は提出してください。ただし、委任状については、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提示し、又は提出してください。

　　　なお、委任状は、その複写物による提示又は提出は認められません。

様式第２-２号　開示決定通知書

○○第　　　号

年　　月　　日

　（開示請求者）　　様

岩手県知事

**死者情報の開示をする旨の決定について（通知）**

　　　　年　月　日付けで開示請求のあった死者情報については、個人情報の保護等に関する条例（令和４年岩手県条例第49号）第11条第１項の規定によりその例によることとされる個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第１項の規定に基づき、下記のとおり開示することに決定したので通知します。

記

１　開示する死者情報（　全部開示　・　部分開示　）

|  |
| --- |
|  |

２　不開示とした部分とその理由

|  |
| --- |
|  |

※　この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、知事に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

　　また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から６か月以内に、県を被告として、盛岡地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から６か月以内であっても、決定の日から１年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

３　開示する死者情報の利用目的

|  |
| --- |
|  |

４　開示の請求に係る手数料

|  |
| --- |
| 開示請求に係る死者情報が記録されている行政文書（　　）件×300円＝　　　　　　　円 |

５　開示の実施の方法等（裏面（又は同封）の説明事項をお読みください。）

|  |
| --- |
| (１)　開示の実施の方法等    (２)　窓口における開示を実施することができる日時及び場所  　　　日時：　　　　　　　　　　　　　　　　　場所：  (３)　写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額） |

|  |
| --- |
| ＜本件連絡先＞　岩手県　　　　部　　　　課（　　　　担当）  　　　　　　　　担当者名：  　電話：　　　　　　　　　　　　　　FAX：  　E-mail： |

（様式第２-２号　説明）

１　「開示の実施の方法等」

　　開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「死者情報の開示の実施方法等申出書」により開示の実施の申出を行ってください。

　　開示の実施の方法は、通知書の５(１)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から選択できます。なお、実施の方法は各実施機関の定めるところによりますので、希望する方法に対応できない場合があります。

　　窓口における開示の実施を選択される場合は、通知書の５(２)「窓口における開示を実施することができる日時及び場所」に記載の日時及び場所での実施となります。記載された日時及び場所では都合がつかない場合は、「本件連絡先」に記載した担当まで連絡してください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「死者情報の開示の実施方法等申出書」は、開示を受ける希望日の前日までには当方に届くように提出願います。

　　また、写しの送付を希望される場合は、「死者情報の開示の実施方法等申出書」によりその旨を申し出てください。なお、この場合は、別途、送付に要する費用負担が必要となります。

２　決定に対する審査請求等

　　決定に不服がある場合には、行政不服審査法又は行政事件訴訟法により、審査請求又は取消訴訟を提起することができます。これについて詳しくは、この通知書の「２　不開示とした部分とその理由」の「※」をお読みください。

３　開示の実施について

　(１)　窓口における開示の実施を選択され、その旨「死者情報の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、窓口に来られる際に、この通知書をお持ちください。

　(２)　写しの送付を希望された場合は、「死者情報の開示の実施方法等申出書」に併せて、お知らせした送付に要する費用を納付書により納付してください。

４　本件連絡先

　　開示の実施方法等、審査請求の方法等についてご不明な点がありましたら、本欄に記載した担当までお問合せください。

参考様式第３-２号　開示の実施方法等申出書

**死者情報の開示の実施方法等申出書**

年　　月　　日

　岩手県知事　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　（ふりがな）

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　住所又は居所　　〒　　　-

　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先（電話番号）

　個人情報の保護等に関する条例（令和４年岩手県条例第49号）第11条第１項の規定によりその例によることとされる個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第３項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

１　死者情報開示決定通知書の番号等

　　文書番号

　　日　　付

２　求める開示の実施方法

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 開示請求に係る死者情報の名称等 | 実施の方法 | |
|  | (１)　閲覧 | ①全部  ②一部  （　　　　　　　　　　　　　　　　） |
|  | (２)　複写したものの交付 | ①全部  ②一部  （　　　　　　　　　　　　　　　　） |
|  | (３)　その他 | ①全部  ②一部  （　　　　　　　　　　　　　　　　） |

３　開示の実施を希望する日

　　　　　　年　　月　　日　　　午前　・　午後

４　「写しの送付」の希望の有無

　　□　有　　　　　□　無

|  |
| --- |
| ＜本件連絡先＞　岩手県　　　　部　　　　課（　　　　担当）  　　　　　　　　担当者名：  　電話：　　　　　　　　　　　　　　FAX：  　E-mail： |

様式第４-２号　開示をしない旨の決定通知書

○○第　　　号

年　　月　　日

　（開示請求者）　　様

岩手県知事

**死者情報の開示をしない旨の決定について（通知）**

　　　　年　月　日付けで開示請求のあった死者情報については、個人情報の保護等に関する条例（令和４年岩手県条例第49号）第11条第１項の規定によりその例によることとされる個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第２項の規定により、下記のとおり全部開示しないことに決定したので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 開示請求に係る死者情報の名称等 |  |
| 開示をしないこととした理由 |  |

　開示の請求に係る手数料

|  |
| --- |
| 開示請求があった死者情報に関する行政文書の数（　　）件×300円＝　　　　　　　円 |

※　開示請求があった死者情報に関する行政文書の数とは、あなたから開示請求があった行政文書の数であり、岩手県において保有する行政文書の数を示すものではありません。

※　この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、知事に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

　　　また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から６か月以内に、県を被告として、盛岡地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から６か月以内であっても、決定の日から１年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

|  |
| --- |
| ＜本件連絡先＞　岩手県　　　　部　　　　課（　　　　担当）  　　　　　　　　担当者名：  　電話：　　　　　　　　　　　　　　FAX：  　E-mail： |

様式第５-２号　開示決定等期限延長通知書

○○第　　　号

年　　月　　日

　（開示請求者）　　様

岩手県知事

**死者情報開示決定等の期限の延長について（通知）**

　　　　年　月　日付けで開示請求のあった死者情報については、個人情報の保護等に関する条例（令和４年岩手県条例第49号）第11条第１項の規定によりその例によることとされる個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第83条第２項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 開示請求に係る死者情報の名称等 |  |
| 延長後の期間 | 日（開示決定等期限　　　　　　年　月　日） |
| 延長の理由 |  |

|  |
| --- |
| ＜本件連絡先＞　岩手県　　　　部　　　　課（　　　　担当）  　　　　　　　　担当者名：  　電話：　　　　　　　　　　　　　　FAX：  　E-mail： |

様式第６-２号　開示決定等期限特例延長通知書

○○第　　　号

年　　月　　日

　（開示請求者）　　様

岩手県知事

**死者情報開示決定等の期限の特例規定の適用について（通知）**

　　　　年　月　日付けで開示請求のあった死者情報については、個人情報の保護等に関する条例（令和４年岩手県条例第49号）第11条第１項の規定によりその例によることとされる個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第84条の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 開示請求に係る死者情報の名称等 |  |
| 条例第11条第１項の規定によりその例によることとされる法第84条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由 |  |
| 残りの死者情報について開示決定等をする期限 | （　　　　年　月　日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。）  　　　　年　月　日 |

|  |
| --- |
| ＜本件連絡先＞　岩手県　　　　部　　　　課（　　　　担当）  　　　　　　　　担当者名：  　電話：　　　　　　　　　　　　　　FAX：  　E-mail： |

様式第７-２号　他の実施機関の長等への開示請求事案移送書

○○第　　　号

年　　月　　日

　（他の実施機関の長等）　　様

岩手県知事

**死者情報の開示請求に係る事案の移送について**

　　　　年　月　日付けで請求のあった死者情報の開示請求に係る事案について、個人情報の保護等に関する条例（令和４年岩手県条例第49号）第11条第１項の規定によりその例によることとされる個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第１項の規定により、下記のとおり移送します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 開示請求に係る死者情報の名称等 |  |
| 開示請求者氏名等 | 氏名：  住所又は居所：  連絡先：  　法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合  　本人の状況　□未成年者（　　　　年　月　日生）　□成年被後見人  　　　　　　　□任意代理人委任者  　本人の氏名  　本人の住所又は居所 |
| 添付資料等 | ・開示請求書  ・移送前に行った行為の概要記録  ・  ・ |
| 備考 | （複数の他の実施機関の長等に移送する場合には、その旨） |

|  |
| --- |
| ＜本件連絡先＞　岩手県　　　　部　　　　課（　　　　担当）  　　　　　　　　担当者名：  　電話：　　　　　　　　　　　　　　FAX：  　E-mail： |

様式第８-２号　開示請求者への開示請求事案移送通知書（他の実施機関の長等）

○○第　　　号

年　　月　　日

　（開示請求者）　　様

岩手県知事

**死者情報開示請求に係る事案の移送について（通知）**

　　　　年　月　日付けで開示請求のあった死者情報については、個人情報の保護等に関する条例（令和４年岩手県条例第49号）第11条第１項の規定によりその例によることとされる個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条１項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

　なお、死者情報の開示決定等は、下記の移送先の実施機関において行われます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 開示請求に係る死者情報の名称等 |  |
| 移送をした日 | 年　月　日 |
| 移送の理由 |  |
| 移送先の実施機関の長等 | （実施機関の長等）  　（連絡先）  　　部局課室名：  　　担当者名：  　　所在地：  　　電話番号： |
| 備考 |  |

|  |
| --- |
| ＜本件連絡先＞　岩手県　　　　部　　　　課（　　　　担当）  　　　　　　　　担当者名：  　電話：　　　　　　　　　　　　　　FAX：  　E-mail： |

様式第９-２号　第三者意見照会書（法第86条第１項の例によるもの）

○○第　　　号

年　　月　　日

　（第三者利害関係人）　　様

岩手県知事

**死者情報の開示請求に関する意見について（照会）**

　（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている死者情報について、個人情報の保護等に関する条例（令和４年岩手県条例第49号）第11条第１項の規定によりその例によることとされる個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第１項の規定による開示請求があり、当該死者情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第11条第１項の規定によりその例によることとされる同法第86条第１項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

　つきましては、お手数ですが、当該死者情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「死者情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いします。

　なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 開示請求に係る死者情報の名称等 |  |
| 開示請求の年月日 | 年　月　日 |
| 開示請求に係る死者情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容 |  |
| 意見書の提出先 | （課室等）  　（連絡先） |
| 意見書の提出期限 | 年　月　日 |

|  |
| --- |
| ＜本件連絡先＞　岩手県　　　　部　　　　課（　　　　担当）  　　　　　　　　担当者名：  　電話：　　　　　　　　　　　　　　FAX：  　E-mail： |

様式第10-２号　第三者意見照会書（法第86条第２項の例によるもの）

○○第　　　号

年　　月　　日

　（第三者利害関係人）　　様

岩手県知事

**死者情報の開示請求に関する意見について（照会）**

　（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている死者情報について、個人情報の保護等に関する条例（令和４年岩手県条例第49号）第11条第１項の規定によりその例によることとされる個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第１項の規定による開示請求があり、当該死者情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第11条第１項の規定によりその例によることとされる同法第86条第２項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

　つきましては、お手数ですが、当該死者情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「死者情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いします。

　なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 開示請求に係る死者情報の名称等 |  |
| 開示請求の年月日 | 年　月　日 |
| 法第86条第２項第１号又は第2号の規定の適用区分及びその理由 | 適用区分　　□第１号　　□第２号  （適用理由） |
| 開示請求に係る死者情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容 |  |
| 意見書の提出先 | （課室等）  　（連絡先） |
| 意見書の提出期限 | 年　月　日 |

|  |
| --- |
| ＜本件連絡先＞　岩手県　　　　部　　　　課（　　　　担当）  　　　　　　　　担当者名：  　電話：　　　　　　　　　　　　　　FAX：  　E-mail： |

様式第11-２号　第三者開示決定等意見書

**死者情報の開示決定等に関する意見書**

年　　月　　日

　岩手県知事　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　（ふりがな）

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　住所又は居所　　〒　　　-

　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先（電話番号）

　　　　年　月　日付けで照会のあった死者情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 開示請求に係る死者情報の名称等 |  |
| 開示に関しての御意見 | □死者情報を開示されることについて支障がない。  □死者情報を開示されることについて支障がある。  　(１)　支障（不利益）がある部分  　(２)　支障（不利益）の具体的理由 |
| 連絡先 |  |

|  |
| --- |
| ＜本件連絡先＞　岩手県　　　　部　　　　課（　　　　担当）  　　　　　　　　担当者名：  　電話：　　　　　　　　　　　　　　FAX：  　E-mail： |

様式第12-２号　開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書

○○第　　　号

年　　月　　日

　（反対意見書を提出した第三者）　　様

岩手県知事

**反対意見書に係る死者情報の開示決定について（通知）**

　（あなた、貴社等）から　　　　年　月　日付けで「死者情報の開示決定等に係る意見書」の提出がありました死者情報については、下記のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護等に関する条例（令和４年岩手県条例第49号）第11条第１項の規定によりその例によることとされる個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第86条第３項の規定により通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 開示請求に係る死者情報の名称等 |  |
| 開示することとした理由 |  |
| 開示決定をした日 | 年　月　日 |
| 開示を実施する日 | 年　月　日 |

　※　この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、知事に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

　　　また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から６か月以内に、県を被告として、盛岡地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から６か月以内であっても、決定の日から１年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

|  |
| --- |
| ＜本件連絡先＞　岩手県　　　　部　　　　課（　　　　担当）  　　　　　　　　担当者名：  　電話：　　　　　　　　　　　　　　FAX：  　E-mail： |

参考様式第13-２号

**死者情報訂正請求書**

年　　月　　日

　岩手県知事　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　（ふりがな）

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　住所又は居所　　〒　　　-

　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先（電話番号）

　個人情報の保護等に関する条例（令和４年岩手県条例第49号）第10条第１項の規定に基づき、下記のとおり死者情報の訂正を請求します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 訂正請求に係る死者情報の開示を受けた日 | 年　月　日 |
| 開示決定に基づき開示を受けた死者情報 | 開示決定通知書の文書番号：　　　　　　　日付：　　　　年　月　日  開示決定に基づき開示を受けた死者情報の名称等 |
| 訂正請求の趣旨及び理由 | （趣旨）  （理由） |

|  |
| --- |
| ア　訂正請求者　　□遺族等　　□遺族等の法定代理人　　□遺族等の任意代理人 |
| イ　請求者（遺族等）本人確認書類　　□運転免許証  　　□個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）  　　□在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書  　　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  　※　請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。  　ウ　遺族等の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）  　　(ア)　遺族等の状況　□未成年者（　　　　年　月　日生）　　□成年被後見人  　　　　　　　　　　　　□任意代理人委任者  　　　　（ふりがな）  　　(イ)　遺族等の氏名  　　(ウ)　遺族等の住所又は居所 |
| エ　遺族等の法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。  　　　請求資格確認書類　　□戸籍謄本　　□登記事項証明　　□その他（　　　　　　　　　　） |
| オ　遺族等の任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。  　　　請求資格確認書類　　□委任状　　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

（参考様式第13-２号　説明）

１　「氏名」「住所又は居所」

　　遺族等の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により訂正決定通知等を行うことになりますので、正確に記入してください。また、連絡を行う際に必要になりますので、電話番号も記載してください。なお、遺族等の法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」という。）による訂正請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。

２　「訂正請求に係る死者情報の開示を受けた日」

　　３①及び②に掲げる死者情報の開示の実施を受けた日を記載してください。

３　「開示決定に基づき開示を受けた死者情報」

　　「開示決定に基づき開示を受けた死者情報」の名称を記載してください。なお、本条例により死者情報の訂正請求ができるのは次に掲げるものです。

　①　開示決定に基づき開示を受けた死者情報（条例第11条第１項の規定によりその例によることとされる法第90条第１項第１号）

　②　開示決定に係る死者情報であって、条例第11条第１項の規定によりその例によることとされる法第88条第１項の他の法令の規定により開示を受けたもの（条例第11条第１項の規定によりその例によることとされる法第90条第１項第２号）

４　「訂正請求の趣旨及び理由」

　(１)　訂正請求の趣旨

　　　どのような訂正を求めるかについて簡潔に記載してください。

　(２)　訂正請求の理由

　　　訂正請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。

５　訂正請求の期限について

　　訂正請求は、条例第11条第１項の規定によりその例によることとされる法第90条第3項の規定により、死者情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならないこととなっています。

６　遺族等の本人確認書類等

　(１)　来所による訂正請求の場合

　　　来所して訂正請求をする場合、遺族等の本人確認のため、運転免許証、個人番号カード（住民基本台帳カード（注）、ただし個人番号通知カードは不可）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、本人確認書類の提示又は提出ができない場合は、訂正請求窓口に事前に相談してください。

　　（注）　住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

　(２)　送付による訂正請求の場合

　　　死者情報訂正請求書を送付して死者情報の訂正請求をする場合には、(１)の遺族等の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、訂正請求窓口に事前に相談してください。

　　　なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写し、住民票の写しについては、個人番号の記載がある場合、当該個人番号を黒塗りしてください。また、資格確認書等を複写機により複写したものを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りにしてください。

　(３)　遺族等の代理人による訂正請求の場合

　　　「遺族等の状況等」欄は、代理人による訂正請求の場合にのみ記載してください。必要な記載事項は、遺族等の状況、氏名及び本人の住所又は居所です。

　　　代理人のうち、法定代理人が訂正請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を提示し、又は提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。

　　　代理人のうち、任意代理人が訂正請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を提示し、又は提出してください。ただし、委任状については、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提示し、又は提出してください。なお、委任状は、その複写物による提示又は提出は認められません。

様式第14-２号　訂正決定通知書

○○第　　　号

年　　月　　日

　（訂正請求者）　　様

岩手県知事

**死者情報の訂正をする旨の決定について（通知）**

　　　　年　月　日付けで訂正示請求のあった死者情報については、個人情報の保護等に関する条例（令和４年岩手県条例第49号）第11条第１項の規定によりその例によることとされる個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第１項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 訂正請求に係る死者情報の名称等 |  |
| 訂正請求の趣旨 |  |
| 訂正決定をする内容及び理由 | （訂正内容）  （訂正理由） |

　※　この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、知事に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

　　　また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から６か月以内に、県を被告として、盛岡地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から６か月以内であっても、決定の日から１年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

|  |
| --- |
| ＜本件連絡先＞　岩手県　　　　部　　　　課（　　　　担当）  　　　　　　　　担当者名：  　電話：　　　　　　　　　　　　　　FAX：  　E-mail： |

様式第15-２号　訂正をしない旨の決定通知書

○○第　　　号

年　　月　　日

　（訂正請求者）　　様

岩手県知事

**死者情報の訂正をしない旨の決定について（通知）**

　　　　年　月　日付けで訂正示請求のあった死者情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第２項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 訂正請求に係る死者情報の名称等 |  |
| 訂正をしないこととした理由 |  |

　※　この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、知事に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

　　　また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から６か月以内に、県を被告として、盛岡地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から６か月以内であっても、決定の日から１年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

|  |
| --- |
| ＜本件連絡先＞　岩手県　　　　部　　　　課（　　　　担当）  　　　　　　　　担当者名：  　電話：　　　　　　　　　　　　　　FAX：  　E-mail： |

様式第16-２号　訂正決定等期限延長通知書

○○第　　　号

年　　月　　日

　（訂正請求者）　　様

岩手県知事

**死者情報訂正決定等の期限の延長について（通知）**

　　　　年　月　日付けで訂正請求のあった死者情報については、個人情報の保護等に関する条例（令和４年岩手県条例第49号）第11条第１項の規定によりその例によることとされる個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第94条第２項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 訂正請求に係る死者情報の名称等 |  |
| 延長後の期間 | 日（訂正決定等期限　　　　　　年　月　日） |
| 延長の理由 |  |

|  |
| --- |
| ＜本件連絡先＞　岩手県　　　　部　　　　課（　　　　担当）  　　　　　　　　担当者名：  　電話：　　　　　　　　　　　　　　FAX：  　E-mail： |

様式第17-２号　訂正決定等期限特例延長通知書

○○第　　　号

年　　月　　日

　（訂正請求者）　　様

岩手県知事

**死者情報訂正決定等の期限の特例規定の適用について（通知）**

　　　　年　月　日付けで訂正請求のあった死者情報については、個人情報の保護等に関する条例（令和４年岩手県条例第49号）第11条第１項の規定によりその例によることとされる個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第95条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 訂正請求に係る死者情報の名称等 |  |
| 法第95条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由 |  |
| 訂正決定等をする期  限 | 年　月　日 |

|  |
| --- |
| ＜本件連絡先＞　岩手県　　　　部　　　　課（　　　　担当）  　　　　　　　　担当者名：  　電話：　　　　　　　　　　　　　　FAX：  　E-mail： |

様式第18-２号　他の実施機関の長等への訂正請求事案移送書

○○第　　　号

年　　月　　日

　（他の実施機関の長等）　　様

岩手県知事

**死者情報訂正請求に係る事案の移送について**

　　　　年　月　日付けで訂正請求のあった死者情報については、個人情報の保護等に関する条例（令和４年岩手県条例第49号）第11条第１項の規定によりその例によることとされる個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第１項の規定により、下記のとおり移送します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 訂正請求に係る死者情報の名称等 |  |
| 訂正請求者（遺族等）氏名等 | 氏名：  住所又は居所：  連絡先：  　遺族等の法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合  　遺族等の状況　□未成年者（　　　　年　月　日生）　□成年被後見人  　　　　　　　□任意代理人委任者  　遺族等の氏名  　遺族等の住所又は居所 |
| 添付資料等 | ・訂正請求書  ・移送前に行った行為の概要記録  ・  ・ |
| 備考 | （複数の他の実施機関の長等に移送する場合には、その旨） |

|  |
| --- |
| ＜本件連絡先＞　岩手県　　　　部　　　　課（　　　　担当）  　　　　　　　　担当者名：  　電話：　　　　　　　　　　　　　　FAX：  　E-mail： |

様式第19-２号　訂正請求者への訂正請求事案移送通知書

○○第　　　号

年　　月　　日

　（訂正請求者）　　様

岩手県知事

**死者情報訂正請求に係る事案の移送について（通知）**

　　　　年　月　日付けで訂正請求のあった死者情報については、個人情報の保護等に関する条例（令和４年岩手県条例第49号）第11条第１項の規定によりその例によることとされる個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第１項の規定により、下記のとおり事案を移送したので通知します。

　なお、死者情報の訂正決定等は、下記の移送先の実施機関において行われます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 訂正請求に係る死者情報の名称等 |  |
| 移送をした日 | 年　月　日 |
| 移送の理由 |  |
| 移送先の実施機関の長等 | （実施機関の長等）  　（連絡先）  　　部局課室名：  　　担当者名：  　　所在地：  　　電話番号： |
| 備考 |  |

|  |
| --- |
| ＜本件連絡先＞　岩手県　　　　部　　　　課（　　　　担当）  　　　　　　　　担当者名：  　電話：　　　　　　　　　　　　　　FAX：  　E-mail： |

様式第20-２号　死者情報提供先への訂正決定通知書

○○第　　　号

年　　月　　日

　（他の実施機関の長等）　　様

岩手県知事

**提供をしている死者情報の訂正をする旨の決定について（通知）**

　（他の実施機関の長等）に提供している下記の死者情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第92条の規定により訂正を実施しましたので、同法第97条の規定により、通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 訂正請求に係る死者情報の名称等 |  |
| 訂正請求に係る死者の氏名等死者情報を特定するための情報 | （氏名、住所等） |
| 訂正請求の趣旨 |  |
| 訂正決定をする内容及び理由 | （訂正内容）  （訂正理由） |

|  |
| --- |
| ＜本件連絡先＞　岩手県　　　　部　　　　課（　　　　担当）  　　　　　　　　担当者名：  　電話：　　　　　　　　　　　　　　FAX：  　E-mail： |

参考様式第26-２号　委任状（死者情報に係る開示請求用）

**委　任　状**

　　（代理人）住所

　　　　　　　氏名

　上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

１　死者情報の開示請求を行う権限

２　開示請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限

３　開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限

４　開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限

５　開示請求に係る死者情報の全部又は一部を開示する旨の決定通知を受ける権限及び開示請求に係る死者情報の全部を開示しない旨の決定通知を受ける権限

６　開示の実施の方法その他知事が保有する個人情報の保護等に関する規則（令和５年岩手県規則第　号）等で定める事項を申し出る権限及び開示の実施を受ける権限

　　　　年　月　日

　　（委任者）住所

　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　連絡先電話番号

　（注）　以下のいずれかの措置をとってください。

　　　①　委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を添付する。

　　　②　委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

参考様式第28-２号　委任状（訂正請求用）

**委　任　状**

　　（代理人）住所

　　　　　　　氏名

　上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

１　死者情報の訂正請求を行う権限

２　訂正請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限

３　訂正決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限

４　訂正決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限

５　訂正請求に係る個人情報を訂正する旨の決定通知を受ける権限及び訂正請求に係る個人情報を訂正しない旨の決定通知を受ける権限

　　　　年　月　日

　　（委任者）住所

　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　連絡先電話番号

　（注）　以下のいずれかの措置をとってください。

　　　①　委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を添付する。

　　　②　委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

様式第32-２号　諮問書（開示決定等）

○○第　　　号

年　　月　　日

　岩手県情報公開・個人情報保護等審査会　御中

岩手県知事

**諮　問　書**

　個人情報の保護等に関する条例（令和４年岩手県条例第49号）第11条第１項の規定によりその例によることとされる個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第78条第１項第４号に規定する開示決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同条例第12条第１項第４号の規定に基づき諮問します。

様式第32-２号　諮問書（開示決定等）（別紙）

（別紙）

|  |  |
| --- | --- |
| １　審査請求に係る死者情報の名称等 |  |
| ２　審査請求に係る開示決定等  （開示決定等の種類）  □開示決定  □一部開示決定  （該当不開示条項）  □不開示決定  （該当不開示条項） | (１)　開示決定等の日付、記号番号  (２)　開示決定等をした者  (３)　開示決定等の概要 |
| ３　審査請求 | (１)　審査請求日  (２)　審査請求人  (３)　審査請求の趣旨 |
| ４　諮問の理由 |  |
| ５　参加人等 |  |
| ６　添付書類等 | ①　死者情報開示請求書（写し）  ②　死者情報の開示をする旨の決定について（通知）（写し）又は死者情報の開示をしない旨の決定について（通知）（写し）  ③　審査請求書（写し）  ④　弁明書  ⑤　開示の実施を行った死者情報が記載された行政文書等（写し）  ⑥　その他参考資料 |
| ７　諮問実施機関等担当課、担当者名、電話番号、ＦＡＸ番号、メールアドレス、住所等 |  |

　　（注１）　２の「（開示決定等の種類）」については、該当する開示決定等の□をチェックすること。また、一部開示決定又は不開示決定の場合には、該当不開示条項（個人情報の保護等に関する条例第11条第１項の規定によりその例によることとされる個人情報の保護に関する法律第78条第１項各号、第81条又は文書不存在）を記載すること。

　　（注２）　４の「諮問の理由」については、例えば、「原処分維持が適当と考えるため。」、「全部開示とすることが適当と考えるが、第三者の反対意見書が提出されているため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。

　　（注３）　６の⑥の「その他参考資料」とは、例えば、第三者から反対意見書が提出されている場合の当該反対意見書や、行政不服審査法第11条の総代、第12条の代理人又は第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、個人情報の保護等に関する条例第11条第１項の規定によりその例によることとされる個人情報の保護に関する法律第83条第２項又は第84条の規定に基づく開示決定等の期限に係る通知の写し等である。

様式第33-２号　諮問書（訂正決定等）

○○第　　　号

年　　月　　日

　岩手県情報公開・個人情報保護等審査会　御中

岩手県知事

**諮　問　書**

　個人情報の保護等に関する条例（令和４年岩手県条例第49号）第11条第１項の規定によりその例によることとされる個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第94条第１項に規定する訂正決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同条例第12条第１項第４号の規定に基づき諮問します。

様式第33-２号　諮問書（訂正決定等）（別紙）

（別紙）

|  |  |
| --- | --- |
| １　審査請求に係る死者情報の名称等 |  |
| ２　審査請求に係る訂正決定等  （訂正決定等の種類）  □訂正決定  □不訂正決定 | (１)　訂正決定等の日付、記号番号  (２)　訂正決定等をした者  (３)　訂正決定等の概要 |
| ３　審査請求 | (１)　審査請求日  (２)　審査請求人  (３)　審査請求の趣旨 |
| ４　諮問の理由 |  |
| ５　参加人等 |  |
| ６　添付書類等 | ①　死者情報訂正請求書（写し）  ②　死者情報の訂正をする旨の決定について（通知）（写し）又は死者情報の訂正をしない旨の決定について（通知）（写し）  ③　審査請求書（写し）  ④　弁明書  ⑤　その他参考資料 |
| ７　諮問実施機関等担当課、担当者名、電話番号、ＦＡＸ番号、メールアドレス、住所等 |  |

　　（注1）　２の「（訂正決定等の種類）」については、該当する訂正決定等の□をチェックすること。

　　（注２）　４の「諮問の理由」については、例えば、「原処分維持が適当と考えるため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。

　　（注３）　６の⑤の「その他参考資料」とは、例えば、行政不服審査法第11条の総代、第12条の代理人又は第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、個人情報の保護等に関する条例第11条第１項の規定によりその例によることとされる個人情報の保護に関する法律第94条第２項又は第95条の規定に基づく訂正決定等の期限に係る通知の写し等である。なお、審査請求人から訂正請求の趣旨・理由を根拠付ける資料が提出されている場合には、当該根拠資料を添付する。

様式第35-２号　諮問書（開示請求・訂正請求に係る不作為）

○○第　　　号

年　　月　　日

　岩手県情報公開・個人情報保護等審査会　御中

岩手県知事

**諮　問　書**

　個人情報の保護等に関する条例（令和４年岩手県条例第49号）第11条第２項に規定する死者情報の開示請求等に係る不作為について、別紙のとおり、審査請求があったので、同条例第12条第１項第４号の規定に基づき諮問します。

様式第35-２号　諮問書（開示請求・訂正請求に係る不作為）（別紙）

（別紙）

|  |  |
| --- | --- |
| １　開示請求[訂正請求]に係る死者情報の名称等 |  |
| ２　審査請求に係る開示請求［訂正請求］ | (１)　開示請求［訂正請求］の日付、受付番号等  (２)　開示請求［訂正請求］の宛先 |
| ３　補正に要した日数、開示決定等[訂正決定等]の期限 |  |
| ４　審査請求 | (１)　審査請求日  (２)　審査請求人  (３)　審査請求の趣旨 |
| ５　諮問の理由 |  |
| ６　参加人等 |  |
| ７　添付書類等 | ①　死者情報開示請求書［訂正請求書］（写し）  ②　審査請求書（写し）  ③　弁明書  ④　その他参考資料 |
| ８　諮問実施機関等担当課、担当者名、電話番号、ＦＡＸ番号、メールアドレス、住所等 |  |

　　（注１）　１の「開示請求［訂正請求］に係る死者情報の名称等」については、開示請求の場合には当該開示請求に係る死者情報の名称を、訂正請求の場合には当該訂正請求に係る死者情報の名称を記述すること。

　　（注２）　３の「補正に要した日数、開示決定等[訂正決定等]の期限」については、補正を求めた場合には当該補正に要した日数を、個人情報の保護等に関する条例第11条第１項の規定によりその例によることとされる個人情報の保護に関する法律第83条第２項[同法第94条第２項]の規定による期間の延長を行った場合には開示決定等[訂正決定等]の期限を、個人情報の保護等に関する条例第11条第１項の規定によりその例によることとされる同法第84条の規定が適用された場合には残りの死者情報について開示決定等をする期限[個人情報の保護等に関する条例第11条第１項の規定によりその例によることとされる同法第95条の規定が適用された場合には訂正決定等をする期限]を、それぞれ記述すること。

　　（注３）　５の「諮問の理由」については、例えば、「開示請求から相当の期間（※）が経過していないと考えるため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。

　　　（※）行政不服審査法第３条に規定する「相当の期間」を指す。以下同じ。

　　（注４）　７の③の「理由説明書」においては、例えば、開示請求から相当の期間（※）が経過していないと考える理由について、個人情報の保護等に関する条例第11条第１項の規定によりその例によることとされる個人情報の保護に関する法律第84条の規定が適用された場合には、同条を適用した理由、同条の「相当の期間」として設定した期間の妥当性などを具体的に記述すること。

　　（注５）　７の④の「その他参考資料」とは、例えば、第三者から反対意見書が提出されている場合の当該反対意見書や、行政不服審査法第11条の総代、第12条の代理人又は第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、個人情報の保護等に関する条例第11条第１項の規定によりその例によることとされる個人情報の保護に関する法律第83条第２項又は第84条の規定に基づく開示決定等の期限に係る通知の写し等である。

様式36-２号　諮問をした旨の通知書（審査請求人等）

○○第　　　号

年　　月　　日

　（審査請求人等）　　様

岩手県知事

**岩手県情報公開・個人情報保護等審査会への諮問について（通知）**

　　　　年　月　日付けの（実施機関の長等）に対する審査請求について、下記のとおり岩手県報公開・個人情報保護等審査会に諮問したので、個人情報の保護等に関する条例（令和４年岩手県条例第49号）第11条第８項の規定によりその例によることとされる個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第２項の規定により通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 審査請求に係る死者情報の名称等 |  |
| 審査請求に係る開示決定等[訂正決定等] |  |
| 審査請求 | (１)　審査請求日  (２)　審査請求の趣旨 |
| 諮問日・諮問番号 | 年　月　日　　諮問第　号 |

|  |
| --- |
| ＜本件連絡先＞　岩手県　　　　部　　　　課（　　　　担当）  　　　　　　　　担当者名：  　電話：　　　　　　　　　　　　　　FAX：  　E-mail： |

（注1）　「審査請求に係る開示決定等[訂正決定等]」の欄については、開示決定等[訂正決定等]の日付・記号番号、開示決定等[訂正決定等]をした者、開示決定等[訂正決定等]の種類（開示決定、不開示決定等）を記載する。

（注2）　「諮問日・諮問番号」の欄は、岩手県情報公開・個人情報保護等審査会が付す番号である。